

「固定残業代の有効性を巡る諸問題」

時間外労働の割増賃金について固定残業代としてこれを支払っている例があります。

近時、このような固定残業代の支払いの有効性に関する裁判例が相次いで出されています。特に、タクシー運転手やトラック運転手のような職業運転手の手当に関する裁判例が多いのですが、必ずしもこのような職種に関する例ばかりではありません。

そもそも割増賃金に関しては労基法37条の計算方法による支払いを義務付けられているのではなく、同条の計算方法による金額を下回らなければよいというのが最高裁の裁判例ですので、この裁判例を前提として、複雑な固定残業代の支払い方法が裁判でも問題になっています。

そこで今回のセミナーは、「固定残業代の有効性を巡る諸問題」と題して、近時の裁判例を中心に、固定残業代の支払いがどのような場合に有効とされ、あるいは無効とされているのかを検討してみたいと思います。



講師： 弁護士 竹下 勇夫

1974年 早稲田大学法学部卒業
1975年 司法試験合格
1978年 検事任官（1988年退官）
1988年 弁護士登録（沖縄弁護士会）
2008年 日本弁護士会司法制度調査委員

所属団体

日本私法学会、日本労働法学会、金融法学会、信託法学会、日本民事訴訟法学会、民事部会 等

日時

2024年 3月 15日（金） 14:00 ~ 16:00

開催方法

① Zoom配信（参加制限なし）

※お申し込み後、弊社よりzoom受講登録フォームをお送り致します。

② リアル受講 弁護士法人ACLOGOS（セミナー室）

※リアル受講については人数を先着5名様に制限させていただきます。

リアル受講できない方や感染症対策のため控えたいという方は、Zoomにてご参加も可能です。

費用

顧問会社様 税込2,200円（1名） / 一般 税込16,500円（一企業2名）

申込方法

別紙申込書に必要事項をご記入のうえ、FAX、又はメールにて申込下さい。

お問い合わせ先

弁護士法人ACLOGOS（アクロゴス）

〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎2丁目3番20号 三医会ビル3階

TEL (098) 996-4183 / FAX (098) 996-4187

【メール】 info@aclogos-law.jp 【Web】 <https://aclogos-law.jp/>

「固定残業代の有効性を巡る諸問題」

申込用紙

FAX送信先：098-996-4187

メール：info@aclogos-law.jp

会社名	参加人数 名	※どちらかに○をつけてください zoom参加 ・ 会場参加
TEL	FAX	
①参加者名	※zoom参加希望の方必須 ☑アドレス：	
②参加者名	※zoom参加希望の方必須 ☑アドレス：	
③参加者名	※zoom参加希望の方必須 ☑アドレス：	
④参加者名	※zoom参加希望の方必須 ☑アドレス：	
⑤参加者名	※zoom参加希望の方必須 ☑アドレス：	
【支払方法】 ※いずれか一つに☑をつけてください 請求書発行(<input type="checkbox"/> メール <input type="checkbox"/> 当日現金払)	送付先メールアドレス () 請求書宛名 ()	